



消費者注意報



case.2

あわてないでね！結婚式場の予約



急かされても冷静に

ブライダルフェアや見学に行ったら「早くしないと希望の日はすぐに埋まってしまいます」「今、決めてもらったら割引します」と急かされることがあります。とりあえず仮押さえと思って申込金を支払うと、万ーキャンセルした場合、返金されないことがあるので注意が必要です。



『平均的な式』って？

内容を確かめなくて大丈夫？

式場が最初に勧める基本的なプランが予算に合っていても、後からオプションを勧められ思わず高額契約になることも。事業者が言う「平均的な式」というのは何が入っていて何が入っていないのかきちんと確認しましょう。



規約のキャンセル料を

確認していますか



申し込む時は、キャンセルについて話題にすることはあまりありません。でも、予定が変わってキャンセルすることになった場合は、契約書の規約や約款を基にキャンセル料を請求されることになります。規約によっては思わず高額に。式だけでなく衣裳も対象になります。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2015年9月発行

制作:NPO法人京都消費生活有資格者の会 発行:京都府
イラスト:同志社大学 のんたろん



京のチェックポイント



結婚式場のトラブルの多くはキャンセルに関するものです



規約なんて読まないわよ。

いやいや、規約や約款は
大事な合意内容だよ。
読まなくちゃだめだよ!



約款(やつかん)って何?

約款とは①契約などに定められている個々の条項②保険や運送など不特定多数の利用者との契約を処理するため、あらかじめ定型的に定められた契約条項という意味があります。

事業者が自由に作る約款の中には消費者に一方的に不利な条項もあり、消費者契約法で無効と考えられる場合もあります。

「高額な契約はじっくり検討、しっかり確認」

●規約をきちんと確認しよう

規約の内容を聞いていなくても契約書にサインしたら同意したことになります

●急がせる事業者には気を付けよう

人生の大変な契約。説明をきちんと求めてじっくり検討しましょう!

◆心配な時は「188(いやや!)」にお電話ください!

お近くの消費生活相談窓口へつながります



不安なときは
まずお電話を!

消費者ホットライン 188(いやや!)
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002